
民間事業者とのパートナーシップ構築 ガイドライン

阪神水道企業団

目 次

1. ガイドライン策定の趣旨.....	2
2. 推進事項	3
2. 1 これまでの取組.....	3
(1) 技術力や人材の確保.....	3
(2) 緊急時の迅速な対応の強化.....	3
(3) 新しい技術の活用.....	4
(4) 海外への水道技術等の普及支援.....	5
2. 2 新しい取組	6
(1) 情報技術の活用.....	6
(2) 業務の改善	6
3. パートナーシップ構築のための手順.....	7
(1) 受付内容	7
(2) 受付方法	7
(3) 受付後の流れ	7
(4) 提案にあたっての留意事項.....	8
(5) 提案資格	8
付録 提案シート（様式）	

1. ガイドライン策定の趣旨

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の事業運営は、拡張から維持・更新へと軸足を移しています。水需要の減少が顕著となり、構成市水道部局の給水収益が減少していく見通しであり、企業団の分賦金負担への削減要望もあるなか、企業団においても、財源や人材を確保し、経年化施設の更新や災害リスクへの対応を進めていく必要があるなど、経営環境は非常に厳しい状況となってきました。今後も事業を継続的かつ安定的に運営していくためには、これまでの枠組みや形態にとらわれず、効果的かつ効率的な事業運営を目指していかなければなりません。

そのためには、構成市水道部局や近隣水道事業体のみならず、民間事業者とのパートナーシップを構築することで、技術力の確保、緊急時の迅速な対応、必要な人材の確保及び業務の効率化等を強化・推進していく必要があると考えています。

本ガイドラインは、民間事業者とのパートナーシップの構築によって、企業団が推進したい事項やパートナーシップの構築のための手順を示したものです。民間事業者とは、これまでも共同研究等を実施してきましたが、本ガイドラインを明確にすることで、企業団及び民間事業者の双方がメリットを享受できる形で、より一層の連携に努めてまいります。

なお、本ガイドラインでいう民間事業者には、大学等の教育・研究機関、各種団体も含まれます。

2. 推進事項

2. 1 これまでの取組

(1) 技術力や人材の確保

企業団ではこれまで、民間のノウハウや活力の導入等を目的として、業務の一部に関して、民間事業者への外部委託を実施してきました。今後も、施設の設計、施工、維持管理等において、民間事業者の技術力を活用し、効果的な事業運営を目指していきます。

また、2016年度には、インターンシップ等を通じて交流を続けてきた兵庫県内の教育・研究機関（工業高等専門学校）とさらに広範囲な連携を深めていくため、連携協力協定を締結しました。今後も、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること等を目的に、教育・研究機関との連携を図っていきます。



工業高等専門学校との連携協力協定の締結

（左：明石工業高等専門学校、右：神戸市立工業高等専門学校）

(2) 緊急時の迅速な対応の強化

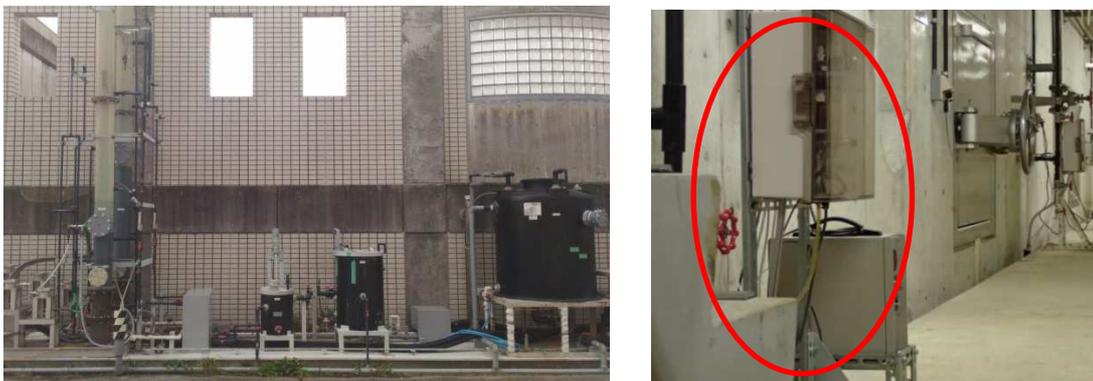
阪神・淡路大震災以降、災害時の迅速な対応の強化を目的として、水道事業者だけではなく、民間事業者とも災害時の応援協定等を締結してきました。今後も、災害時における民間事業者との連携強化を目指していきます。

災害時における応援協定等の締結事例

協定名称	締結年	内容
災害時における 応急復旧業務に関する協定書	2013年	被災した施設の応急復旧業務
災害時における 石油類燃料の供給に関する覚書	2014年	燃料の優先供給
災害時における 応急復旧業務等に関する協定書	2017年、2019年	設備等の被災防止 被災施設の応急復旧業務

(3) 新しい技術の活用

水道事業に関する技術的課題の解決に向けて、装置、材料、製品等の研究開発を民間事業者と共同で行います（共同研究）。また、装置、材料、製品等の実用化に向けた試験等を行うため、民間事業者に用地及び施設も提供します（フィールド提供）。



民間事業者との共同研究等

（左：異常気象に対する品質確保のための浄水技術研究設備、
右：連続自動水質計器を用いたオゾン処理性能評価手法の開発に関する研究設備）

共同研究の実施事例

研究課題	相手方	研究期間
異常気象に対する品質確保のための浄水技術研究	水 ing 株式会社	2015年3月～2016年3月
連続自動水質計器を用いたオゾン処理性能評価手法の開発に関する研究	京都大学	2015年7月～2016年11月
オゾン高度浄水処理環境下における二相ステンレス鋼の耐腐食性に関する評価	特定非営利活動法人 日本オゾン協会	2019年1月～2022年3月

フィールド提供の実施事例

研究課題	相手方	研究期間
環境負荷低減型セラミック膜ろ過システム実証実験	メタウォーター株式会社	2015年3月～2021年3月
池内におけるコンクリートからのカルシウム溶出試験	株式会社日水コン	2017年2月～2019年3月
ヤシ殻系顆粒活性炭の性能検証	水 ing 株式会社	2017年8月～2018年6月

(4) 海外への水道技術等の普及支援

JICA 等が実施する国際支援事業等において、研修生の受け入れを行うなど、新興国等における水・インフラ整備等のための技術交流・技術支援に努めます。

また、神戸市水道局、(一財)神戸すまいまちづくり公社及び(一財)神戸市水道サービス公社との間で、「国際貢献及び水・インフラ事業の海外展開を目指す地元企業等の支援に関する覚書」を2017年度に締結しました。同覚書に基づき、国際支援事業に関する技術協力、研修活動や、情報の収集・提供、広報活動等を実施していきます。



写真2. 3 海外からの研修生の受け入れ

「国際貢献及び水・インフラ事業の海外展開を目指す 地元企業等の支援に関する覚書」に基づく支援状況

内容	年度
ミャンマー国ヤンゴン市水道関係者による 開放型サイフォンフィルタの視察	2017年度
JICA 関西課題別研修の施設見学の受入及び講師派遣	2017年度～2019年度
スリランカ上下水道公社関係者による 監視制御システム、運用支援装置の視察	2019年度
ベトナム国ハノイ市事業運営実施予定者による 大型浄水場運用事例、事業運営事例の習得	2019年度

2. 2 新しい取組

(1) 情報技術の活用

企業団では、水質や施設の運転管理等に関する大量のデータを有しています。これらのデータを、ICT など情報技術を用いて積極的に活用していく方策等を企業団内で募り、情報発信することにより、民間事業者からの提案を受け付け、業務の効率化、高度化並びに生産性の向上を図っていきます。

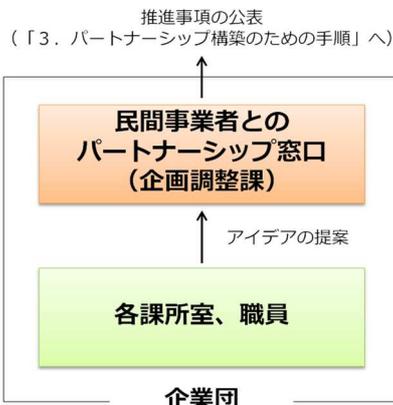
施設の運転管理等に関するデータの抽出例（送配水ポンプ）

施設 項目 単位	3, 4期送水				5期送水				配水				
	圧力 MPa	流量 m ³ /h	原単位 kWh/m ³	電力量 kWh	圧力 MPa	流量 m ³ /h	原単位 kWh/m ³	電力量 kWh	圧力 MPa	流量 m ³ /h	原単位 kWh/m ³	電力量 kWh ×10kWh	
2019年 3月1日	18期	0.15	31,300	0.100	3,130	0.15	31,300	0.100	3,130	0.15	31,300	0.100	3,130
2019年 3月2日	18期	0.15	31,300	0.100	3,130	0.15	31,300	0.100	3,130	0.15	31,300	0.100	3,130
...

(2) 業務の改善

企業団では、「職員による業務改善提案制度」を設けています。これは、業務改善に関する職員の着想について自由な提案を募るとともに、これを積極的に採用し、業務に反映させることにより、職員の士気の高揚を図り、もって業務能率の向上を図ることを目的としたものです。

同制度をはじめ、企業団の各課所室や職員から提案されたアイデアのうち、民間事業者と連携することで、より大きな効果を得ることができると考えられるものについては、適宜、情報発信し、民間事業者とのパートナーシップ構築を推進していきます。



民間事業者との連携による業務改善の手順

3. パートナーシップ構築のための手順

(1) 受付内容

前述の「2. 推進事項」で示した内容を踏まえた、民間事業者からのアイデアを随時受け付けます。なお、推進事項とその内容については、適宜、アップデートし、企業団ウェブサイトで公表していきます。

(2) 受付方法

企業団の「総務部 企画調整課（以下「企画調整課」という。）」が窓口となります。「提案シート」に必要事項を記載の上、下記メールアドレスに添付ファイルでお送りください。提案に際しては、後述の「(4) 提案にあたっての留意事項」及び「(5) 提案資格」にご留意ください。

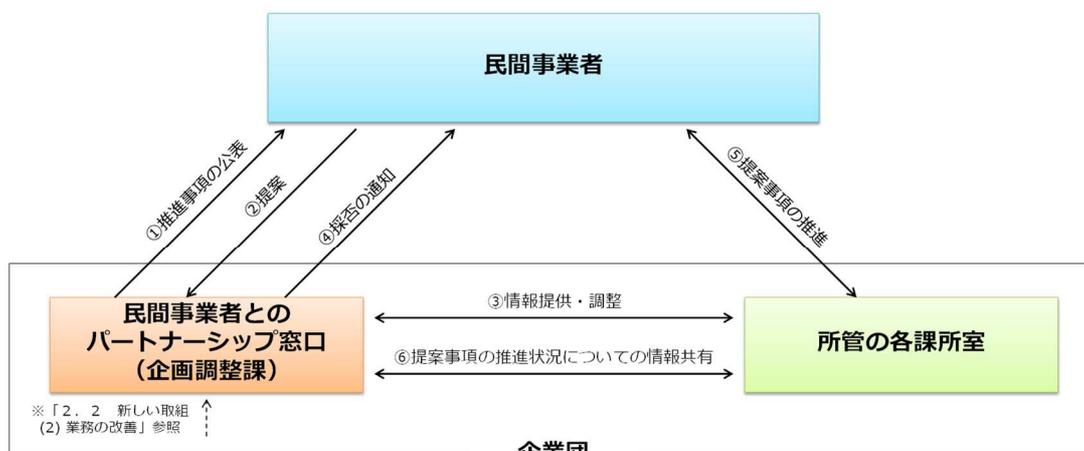
なお、競争入札や公募型プロポーザル等により相手方を一般公募する場合は、これまで同様、企業団の規程等に基づき所管の各課所室が手続きを行います。

受 付 窓 口：阪神水道企業団 総務部 企画調整課
住 所：〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 番 号：078 (431) 1942
メールアドレス：pureline@hansui.or.jp

(3) 受付後の流れ

受け付けた提案は、企画調整課が提案者と所管の各課所室の橋渡し役となって調整を進めた上で、企業団内に設置される審査会等で採否を決定します。採択となった場合、提案者と所管の各課所室との間で提案事項を推進します。

なお、提案内容の取扱いについては、アイデアの保護に留意しつつ、手続きの透明性や公平性を保ちます。



パートナーシップ構築の手順

(4) 提案にあたっての留意事項

- ① 提案者がそのまま連携の相手方になることを保証するものではありません。また、提案内容によっては、採否の決定に時間を要する場合や、調整を行わない場合があります。
- ② 提案及び調整を行うためにかかるコスト及び実現不可の場合の賠償・費用補填について、企業団は一切負担しません。
- ③ 個人（個人事業者を除く。）からのご提案は受け付けません。
- ④ 次の内容が認められる場合は提案を受け付けません。
 - ・ 法令や公序良俗に反する場合
 - ・ 企業団の施策・規程に反する、または抵触する場合
 - ・ 政治的・宗教的内容にかかる場合
 - ・ 公共性・公平性に問題があるなど、企業団が連携を行うにあたり、ふさわしくない場合

(5) 提案資格

- ① 必要に応じて、企業団との連絡調整や打合せに適切に対応できること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 提案時点において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

提案シート（様式）

提案日：令和 年 月 日

1. 提案者

団体名	
所在地	
担当部署名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

2. 提案の対象となる推進事項^{※1}

<input type="checkbox"/> 技術力や人材の確保
<input type="checkbox"/> 緊急時の迅速な対応の強化
<input type="checkbox"/> 新しい技術の活用
<input type="checkbox"/> 海外への水道事業等の普及支援
<input type="checkbox"/> 情報技術の活用
<input type="checkbox"/> 業務の改善

※1 『民間事業者とのパートナーシップ構築ガイドライン』の2章で示した推進事項の中から、提案の対象となる事項をチェックしてください。

3. 提案内容

タイトル	
具体的な内容 ^{※2}	

^{※2}企画書等を添付していただいても構いません。